

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年9月28日

宮崎県知事 殿

提出者

住 所 延岡市新小路2丁目1-10

氏 名 県立延岡病院長 寺尾 公成

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-32-6181



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	県立延岡病院
事業場の所在地	延岡市新小路2丁目1-10
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	稼働病床数388症（許可病床数410症）（令和元年度）
③従業員数	705名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	以下、アからウの工程で処理を行っている。 ア 収集運搬業務（中間処分先までの収集運搬を委託により実施） イ 中間処分業務（搬入後、焼却処分を委託により実施） ウ 最終処分業務（中間処分後の焼却灰を、中間処分業者からの委託により最終処分業者が管理型処分場へ埋立処分）

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	
		排 出 量	86.491 t	0.54 t
(これまでに実施した取組)		全職員への分別処理に関する意識付け・指導を徹底した結果、前年度に比べ排出量を減らすことができた。今後も指導を続け分別処理を徹底して行きたいと考えている。		
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	
	排 出 量	85.000 t	0.54 t	
(今後実施する予定の取組)		<ul style="list-style-type: none"> ・医療廃棄物の適正分別に関する指導(医師・看護師を含む全職種) ・環境ラウンド(院内各部署巡回視察)による定期監査(月1)実施 ・医療廃棄物(感染性・非感染性)の分別表示の明確化(処理容器及び処理容器設置場所内(壁等)における表示箇所の再検討等) ・排出量の可視化と通じた、適正分別に向けた全職員の意識付け及び指導の徹底 <p>今後、院内感染対策の徹底を図る一方で、感染性廃棄物の排出量抑制に資する方策について具体的な検討を行い、早期の実践が可能なものは取り組んでいくこととする。</p>		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・注射針等の体貫通性(鋭利性)のものについては、針捨BOXで収納後、サンペール(ポリ容器)の中に処分 ・その他比較的柔軟なもの(ガーゼ等)については二重袋の中に処分
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・上記「廃棄物の排出の抑制に関する事項」①に記載した分別表の取組をより徹底するとともに、分別処理に係る意識付けの強化と指導の徹底について引き続き取り組んで行くこととする。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
		該当なし		
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
		該当なし(当面、現行どおり業務委託により処分を継続することとし、自ら再生利用を行う予定はない。)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t	t
		(これまでに実施した取組)		
		該当なし		
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		該当なし(当面、現行どおり業務委託による処分を継続することとし、熱回収及び中間処理を直営で行う予定はない。)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和元年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油			
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし					
【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油			
	自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし（当面、現行どおり業務委託による処分を継続することとし、自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。）					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
【前年度（令和元年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油			
	全処理委託量	86.491 t	0.54 t			
①現状	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t			
	再生利用業者への 処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t			
(これまでに実施した取組) 該当なし						

(第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油		
		全処理委託量	85.000 t	0.54 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
		再生利用業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
(2)計画		(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への委託に関する費用対効果等を十分に見極めながら、委託の可否を判断することとしたい。当面は85tを下回るよう排出量の削減に努めることとする。				
		【前年度(令和元年度)実績】				
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	87.031 t			
		(今後実施する予定の取組等) 当院としては、電子情報処理組織の使用を進めたいと思っているが、病院局と協議する必要があると思われる。現在、当院と契約している委託業者は電子マニフェストに加入済みである。				
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

